

第四期特定健康診査等実施計画

サイボー健康保険組合

最終更新日：令和6年03月12日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	医療費総額が増えている。	<div style="display: flex; align-items: center;"> ➔ <div> <p>コロナウイルス感染症による受診控えから医療費の総額が年々増えている。</p> <p>疾病分類別に医療費を分析した結果、新生物の医療費がここに来て増えていることが判明した。</p> <p>早期発見・早期治療を目的とし、医療費を削減する保健事業を構築する。</p> </div> </div>
No.2	特定保健指導実施率が低い。	<div style="display: flex; align-items: center;"> ➔ <div> <p>過去に特定保健指導を受けた方が生活習慣の改善出来ずに再び対象者になり、2回目以降の特定保健指導を受けたがらなくなるといった状況になっている。</p> <p>改善率を上げ再び対象者にならないよう、健康に対する意識改革と特定保健指導の実施方法を模索中である。</p> </div> </div>
No.3	高血圧症で内服治療中であつ血压値が受診勧奨基準値以上の者と、糖尿病で内服治療中であつ血糖値が受診勧奨基準値以上の者が一定数存在することが確認された。	<div style="display: flex; align-items: center;"> ➔ <div> <p>事業所とのコラボヘルスにより受診勧奨を積極的に進め重症化予防をし、被保険者等の健康保持増進と医療費の削減につなげる。</p> </div> </div>

基本的な考え方（任意）
-

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査受診率の向上

対応する健康課題番号 -

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	被保険者に対しては事業主が行う定期健診と併せて共同実施。被扶養者に対しては健保組合が主体となって健診の案内文書や申込書を送付して受診を促進。
体制	健康状況の把握及びリスク者のスクリーニング

事業目標

健診実施率を向上させ、重症化及び生活習慣病の予防を図る。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
評価指標						
生活習慣リスク保有者率	27 %	25 %	23 %	22 %	21 %	20 %
内臓脂肪症候群該当者割合	15 %	14 %	13 %	12 %	11 %	10 %
アウトプット指標						
特定健診実施率	90 %	91 %	92 %	93 %	94 %	95 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来るよう選択肢を増やした。	受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来る。	受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来る。
R9年度	R10年度	R11年度
受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来る。	受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来る。	受診対象となる被扶養者に対して 健診の案内文書及び申込書を送付。希望者は子宮がん健診も同時に受診出来る。居住地域での巡回健診や健保連の集合契約 Aでも受診出来る。

2 事業名 特定保健指導対象者の減少

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	令和4年度より改善率を重視してICT面談による委託業者を変更しライザップに依頼する。 なお、従来の委託業者による個別面談での特定保健指導も選択肢とし残している。
体制	事業主の理解を得て勤務時間内での面談を実施。

事業目標

特定保健指導の実施による生活習慣病のリスク保持者の生活習慣・健康状況の改善。
特定保健指導対象者の減少。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 特定保健指導対象者割合	16%	14%	13%	12%	11%	10%
アウトプット指標 特定保健指導実施率	28%	31%	34%	36%	38%	40%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかけ実施率をあげたい。	積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかける。	積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかける。
R9年度	R10年度	R11年度
積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかける。	積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかける。	積極的支援者を中心に参加を促してきたが動機付支援者も参加を促し改善率の向上につなげる。また、対象者は少ないが被扶養者に対しても参加を呼びかける。

3 事業名 婦人科健診の実施

対応する健康課題番号 -



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	対象者は40歳から74歳までの被扶養者。 特定健診受診の他に希望者は子宮がん検診の受診も可能。
体制	特定健診及び子宮がん健診の費用は健保組合の全額負担。 申込者は巡回健診か契約医療機関等での受診が可能。

事業目標

婦人科疾患の早期発見及び早期治療による重症化の予防。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 特定健診の受診率	55%	56%	57%	58%	59%	60%
アウトプット指標 婦人科健診の受診	22人	24人	26人	28人	30人	32人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。	被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。	被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。
R9年度	R10年度	R11年度
被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。	被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。	被扶養者の子宮がん健診の受診希望者に対して費用の全額負担。乳がん健診の実施も取り入れる事を考案中。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値	全体	715 / 794 = 90.1 %	742 / 821 = 90.4 %	776 / 856 = 90.7 %	796 / 878 = 90.7 %	824 / 908 = 90.7 %	835 / 920 = 90.8 %
		被保険者	583 / 601 = 97.0 %	602 / 621 = 96.9 %	634 / 654 = 96.9 %	651 / 671 = 97.0 %	676 / 697 = 97.0 %	685 / 706 = 97.0 %
		被扶養者 ※3	135 / 193 = 69.9 %	140 / 200 = 70.0 %	141 / 202 = 69.8 %	145 / 207 = 70.0 %	148 / 211 = 70.1 %	150 / 214 = 70.1 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	35 / 100 = 35.0 %	40 / 100 = 40.0 %	45 / 100 = 45.0 %	50 / 100 = 50.0 %	55 / 100 = 55.0 %	60 / 100 = 60.0 %
		動機付け支援	14 / 40 = 35.0 %	16 / 40 = 40.0 %	18 / 40 = 45.0 %	20 / 40 = 50.0 %	22 / 40 = 55.0 %	24 / 40 = 60.0 %
		積極的支援	21 / 60 = 35.0 %	24 / 60 = 40.0 %	27 / 60 = 45.0 %	30 / 60 = 50.0 %	33 / 60 = 55.0 %	36 / 60 = 60.0 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法
-

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護
個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意する。データの提供は媒体の特性をふまえた紛失、損傷及び個人情報漏えいへの防止策を講じ取得後速やかに電子媒体（CD-R等）及びクラウドを使用して提供する。提供を受けた情報については、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分の上、厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じデータが不要となった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
特定健康診査等実施計画の公表・周知について、健康保険組合のホームページ及び広報誌等で行ない、各事業所へも定期的に情報提供を行い効果の最大化を図る。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
被扶養者の検診率を上げるために、オプション検査で大腸がん検査を健康保険組合負担で受診できるようにした。